

6. 転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第35条に規定する転入学及び同第36条に規定する編入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学に転入学できる者は現に他の大学に在学する者とし、編入学できる者は大学・短期大学・高等専門学校を卒業し、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了したものであるとする。

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- (2) 履歴書
- (3) 在学する学校または卒業した学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(手続期間)

第5条 出願は学年の始まる2ヶ月以前にしなければならない。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査・面接・筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学・編入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の手続きをしなければならない。

(学年決定)

第8条 転入学生及び編入学生は、既に取得した単位の認定の上、その単位数に応じて、教授会の選考を経て転入及び編入する学年を定める。

(在学期間)

第9条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年以上本学に在学することはできない。

2 編入学生は本学に在学すべき年数の2倍に相当する期間まで在学することができる。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。